

三重とこわか国体・三重とこわか大会における事前のPCR検査の制度概要

1 検査が必要となる対象者

①選手団名簿に登録される者

- ・選手、監督のほか、役員、スポーツドクター、トレーナー等の選手団に帯同するスタッフも、選手団名簿に登録されていることから、検査の対象となる。
- ・傷病等によりエントリー変更で交代して参加する選手については、選手団名簿に登録されていないが、事前に検査を受けていない場合は大会に参加できないため、あらかじめ検査を受ける必要がある。

②競技会の運営上、感染症対策ができない状況で業務に従事する必要がある者

- ・マスクをつけずに、身体的距離が取れない状況で業務に従事する者等
 - ※ マスクを着用していない場合でも、他者との距離が一定保たれていれば対象外。

2 検査方法

核酸検出検査（PCR法等。以下「PCR検査」という。）とする。

ただし、以下を満たすこと。

- ・個別検査であること（プール検査法でないこと）。
- ・検査結果が「陰性」又は「ウイルスを検出せず」（同意味の文言可）と出されること。
 - ※ 「ウイルスを検出せず」と意味の異なる「リスクが低い」といった文言は不可。

3 検査時期

検査は、原則、大会参加日（県外から来県する選手等は来県日）前72時間以内に採取した検体を用いて行うこと。

ただし、大会参加日前72時間以内での検査が困難な場合、選手団は、都道府県・指定都市（または都道府県スポーツ（体育）協会単位）で、最低限必要となる日数やその日数となる理由を記載し、申告する。

※ 様式及び申告手続きは後日提示

4 検査機関からの検査結果

- ・書面又はメールによる通知とする。（医師による検査結果証明書までは不要）
- ・参加者本人の検査結果と特定できること。

5 検査結果の確認方法

- ・検査結果は、本人による確認だけでなく、第三者の確認も必要。
選手団については、派遣する都道府県・指定都市や都道府県スポーツ（体育）協会、各競技団体などの連携によって、なるべく負担の小さい方法で確認してください。
- ・検査結果を確認したことを、主催者に報告いただくことを予定しています。（検討中）

6 検査機関について

- ・選手団については、原則、各都道府県等で検査機関を確保する。
 - ※確保が難しい場合の対応として、日本スポーツ協会や日本障がい者スポーツ協会が検査機関を確保する。

【備考】

ワクチン接種をされた方も、感染リスクがゼロになるわけではないため、事前のPCR検査を受けていただく必要があります。